

引越しのときは、早めに連絡を!

～水道局からのお願い～

●水道の使用を中止されるとき

引越して水道の使用を中止されるときは、料金の精算に伺いますので引越しの2～3日前までに必ずご連絡ください。

※ご連絡がない場合は、引き続いて料金がかかりますのでご注意ください。

●新たに水道を使用されるとき

水道を使用される2～3日前までに必ず使用開始のご連絡をください。

お支払いは便利な口座振替を!

水道局指定の金融機関もしくは郵便局で、預金通帳とお届けの印かんを持参の上、直接手続きをしてください。

問合せ 水道料金お客様センター

☎ 072-957-7770(直通)

☎ 072-958-1111 内線5021～5024

(月～金)9:00～17:30 (土)9:00～17:00

※例、年末年始(12月29日～1月3日)は休業



被害が発生しています!!

にせ水道局職員に

ご注意ください!

水道局職員を装ってみなさんの自宅を訪問し、

●水道料金を請求する

●家庭用水道器具(浄水器など)を販売する

●事前連絡のない水質検査や
宅内管の洗浄や点検をする

などのトラブルが発生しています。不審に思われたときは、身分証明書
の提示を求め、確認するか、水道局へお問い合わせください。

問合せ 水道局

☎ 072-958-1111(代表)内線5040



下水管や排水設備などの 点検・清掃の訪問販売

教えて消費生活Q&A

Q 自宅に業者が来て「戸建て住宅を対象に、高圧洗浄による排水管洗浄を地域で一斉に行っている」と言う。町会からそんなお知らせはなかったが、信用しても良いか。

A 業者の営業活動であり、市は一切関係ありません。市が地域で一斉に排水管の洗浄を行う場合、洗浄対象は道路に埋まっている公共下水道管の本管から公共汚水樹までとなるため、各住宅内の排水管(排水設備)を洗浄することはありません。“低額な費用で排水管の洗浄をする”という触れ込みで、チラシや電話、戸別訪問を行い、その際“地域一斉”と思わせて勧誘をしている業者がいます。また、排水管の洗浄後、洗浄した箇所以外に破損があるなどという、勝手に工事をして高額な工事代を請求してくることがあります。

条件を満たせばクーリング・オフができる場合があるので、おかしいと思ったら、すぐ消費生活センターに連絡ください。



消費生活センター ☎ 072-947-3715 (直通)

毎週(月)(水)(金) 10:00～12:00、13:00～15:30 (相談受付)